

## 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について

### 1 事業内容（対象サービスは、別表1にてご確認ください）

#### (1) 事業所等におけるサービス継続支援事業

次の①から⑤のいずれかに該当する事業所等（福祉用具貸与事業所を除く）が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要となる経費について支援を行います。

- ① 本市から休業要請を受けた事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1）
- ③ 濃厚接触者（※1）（※2）に対応した事業所等（通所系サービス事業所を除く）
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所（※3）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所
- ⑤ ①②に該当する通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（※4）

#### (2) 事業所等との連携支援事業

以下のいずれかに該当した事業所等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行います。

- a (1)の①又は②の事業所等の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所等
- b 感染症の拡大防止の観点から、必要があり自主的に休業した事業所等（※5）の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所等

※1 濃厚接触者は、保健センターの判断となります。（本市では、基本的に濃厚接触者にはPCR検査を実施しています。）

感染が疑われる者は、感染者・濃厚接触者に含まれません。

（参考）濃厚接触者の定義

- ・感染者と同居している者
- ・感染者と長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに感染者を診察、看護、介護していた者
- ・感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・1メートル程度で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者

※2 この場合の濃厚接触者は利用者のみを指します。職員や利用者家族が濃厚接触者の場合は対象となりません。

※3 小規模多機能型居宅介護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスは除く。

※4 ⑤は最大補助単価が①②の額に⑤の額を加えた額となります。（別表1参照）

※5 自主休業とは、各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が(1)の④⑤の訪問によるサービスのみを提供した場合を含む）が連続3日以上の場合を指します。

## 2 対象経費（例を、別表2に掲載しています）

通常のサービス提供時では発生しない、新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続のためのかかり増し経費が対象となります。

ただし、介護報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象とはなりません。なお、本市からの休業要請を受け休業等を行った事業所に対する助成（以下「休業補償」という。）とは趣旨が異なるため、休業補償と今回のかかり増し経費のどちらも申請することができます。

また、対象期間は令和2年1月15日以降であって本事業に該当する事象が発生した日から令和3年3月31日までとなります。各事業所にて、提出期限までに対象期間中の見込み額で、交付申請書を提出してください。

## 3 申請方法

事業所ごとに交付申請書と個票を、提出期限までに郵送で送付してください。

※ 交付申請書に記載された感染者及び濃厚接触者については、保健センターが把握している感染者情報と突合を行います。

## 4 提出期限

令和2年9月末までに、対象となった事業所の申請受付は終了しました。

令和2年10月以降に、1の事業内容に該当する事業所は、対象となった日（当該事業を知った日）から1か月以内または令和3年3月31日のいずれか早い日が提出期限となります。

## 5 実績報告

事業終了後（遅くとも令和3年3月31日まで）に実績報告書を提出してください。実績報告書には支払証拠書類等が必要となります。

また、実績額が交付決定額を下回った場合は、変更交付申請の提出も必要となります。

実績報告書の提出後に、本市から補助金の交付を行います。